

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのためには、少数の取締役による迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等のステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティの強化が必要と考えております。

また、重要な経営情報等について、タイムリーかつ適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを行うことにより、経営の透明性を高め、市場との信頼関係を構築することに努めていく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Globis Fund III, L.P.	424,200	19.26
株式会社SBI証券	211,900	9.62
風越建設株式会社	120,000	5.44
Globis Fund III(B), L.P.	119,600	5.43
株式会社サンリツ	60,000	2.72
安田企業投資3号投資事業有限責任組	50,100	2.27
大津 光義	50,000	2.27
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合	50,000	2.27
正岡 敦喜	48,200	2.18
楽天証券株式会社	43,900	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 3 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 9 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川端 節夫	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川端 節夫	○	上場会社の取引先である、株式会社風越建設の取締役会長であります。風越建設株式会社と当社の間には、過去に取引がありましたが、継続的な取引ではなく、現在は取引を行っていないこと、及び今後は原則として取引を行わない方針であります。	風越建設株式会社の取締役会長を務められており、豊富な経験と高い見識を当社経営に反映させるため選任致しました。過去の取引については、左記の理由から独立性が十分確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。

監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社グループの継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査)を実施し、当社グループの健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しております。

内部監査は、従業員の業務活動に関わる業務監査や会計監査に限定されていることから、監査役とは内部監査報告書等の共有や毎月開催される内部監査会議を通じて、コミュニケーションを図っており、また、会計監査人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しております。

当社は、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有川 弘	他の会社の出身者													
鈴木 雅雄	他の会社の出身者													
吉島 彰宏	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有川 弘	○	——	あさひ銀行保証株式会社他における取締役および監査役としての豊富な経験と 高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため選任致しました。
鈴木 雅雄	○	——	株式会社セントラル・キャピタル他における取締役および監査役としての豊富な経験と 高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため選任致しました。
			個人事務所(屋号:Y's Associates)の経営及び

吉島 彰宏	○	株式会社エイベック研究所他における監査役としての豊富な経験と 高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため選任致しました。
-------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員としての基準を満たす社外役員全員を指定しております。

独立役員につきましては、各独立役員が培ってきた経験・知見に基づいて一般株主保護の観点から有効な助言を行うという役割を期待しております。そのため、当社では会社法上の社外性からくる情報の不足を補完するため、独立役員に対する適時適切な情報の伝達と開示を行う体制を整備し、社内各部門との間の情報伝達の活性化を図るための仕組みを構築し、「外部的視点からの経営監視」の実効性を確保したいと考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

更新

第2回新株予約権、第3回新株予約権を発行済。本日現在の残高は、2,185個（第2回新株予約権300個、第3回新株予約権1,885個）。新株予約権1個の行使により交付する株式は、普通株式100株であります。付与対象者は下記のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

社外監査役は、常勤監査役のみが対象であります。付与対象者には平成26年4月1日以降入社したものを含まません。ストックオプションは、業績向上に対する意欲を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の合計額を有価証券報告書に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会が定めた範囲内で代表取締役社長が個別報酬を決定する旨を、取締役会にて定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理部にて行い、社外監査役へのサポートは内部監査室及び管理部にて行っております。取締役会の資料は、原則として管理部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は取締役7名(うち社外取締役1名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

また、当社は、経営の健全性、透明性、効率性を確保するため、独立性のある社外取締役、社外監査役を選任し、経営監督機能の強化を図つ

ております。

b. 監査役会・監査役

当社は、設立当初から監査役を設置しておりましたが、監査役監査をさらに充実させるため、平成25年6月27日開催の株主総会において定款を変更し、監査役会設置会社となりました。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。非常勤監査役は、金融機関、投資会社における豊富な実務経験を有しており、それぞれの専門的見地からも経営監視を実施しており、常勤監査役は、取締役会以外の経営会議等の重要な会議にも出席するほか重要な書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。

監査役会に関しては、原則として毎月1回定時監査役会を開催しており、取締役会の意思決定の適正性について意見交換されるほか、常勤監査役から取締役等の日常の業務執行に関する報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当者との情報交換を積極的に行うことにより情報の共有化に努め、監査の客観性、緻密性、効率性及び網羅性を高めております。

c. 経営会議

当社では、常勤の取締役、常勤監査役及びに各部署の部長のほか、必要に応じて代表取締役社長が指名する管理職が参加する経営会議を設置し、原則として毎週木曜日に開催しております。

経営会議は、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告を行い、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る会議として機能しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、取締役会・監査役制度を基本としております。

取締役会は、社外取締役1名を含む7名の取締役で構成されており、取締役会にて十分な議論を尽くして意思決定を行っております。

監査役会は社外監査役3名で構成されております。常勤監査役は取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、経営及び業務執行への監視機能を果たしております。また各監査役は内部監査室との連携により、内部管理体制の適正性を監視・検証しております。

従って、現在の体制が経営の公正・透明性を確保するうえで最適であると判断し、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、会社法に規定される期日に発送をしております。将来は、招集通知の早期発送に努めたいと考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、当社は決算期が3月であるため、他の上場企業の多くが株主総会を開催する6月が開催月となっております。6月の開催に際し、一般的に言われる集中日の開催を避けて設定したいと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使には対応しておりませんが、将来の対応に向け検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームには参加しておりませんが、将来の対応に向け検討していきたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知は作成しておりませんが、外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。
その他	株主総会を有意義なものとするため株主総会終了後、自社のPRをかねた役員との懇談会を開催する等、株主とのコミュニケーションの場を設けたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現時点では作成しておりませんが、将来的に作成し公表していくことを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上開催し、代表取締役による説明を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上開催し、代表取締役による説明を実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では予定はありませんが、将来的には実施を検討してまいります。実施する場合には、代表取締役による説明を行うことを検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	必要に応じて、ホームページに掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役社長をIR・情報開示の最高責任者とし、管理部をIR・情報開示担当部門とし、取締役管理本部長をIR・情報開示の推進責任者に選定しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成25年6月27日に企業行動規範を制定し、ステークホルダー其々に対する行動規範について定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	前記行動規範に、情報開示についても定めております。 また、内部情報及び内部者取引管理規程に情報開示の責任者及び手順等について定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成26年4月の取締役会にて、「内部統制基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「企業行動規範」を定め、周知徹底を図る。
 - ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、取締役社長は、基本的な方針について宣言するとともに、取締役管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査室長は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
 - ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務にかかる情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に処理し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ロ. 「内部監査規程」を制定し、内部監査室長は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締社長に報告する。
 - ハ. 「緊急事態対応規程」を制定し、緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止める体制をとる。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能と、その意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。
 - ロ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、経営会議にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
 - ハ. 取締役会の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- e. 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社において、当社の経営方針に従った適正な業務運営が行われるよう、子会社の役員に、当社 役員または当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社の業務を当社が管理する。

また、子会社の取締役等を定期的に当社の会議に参加させ、重要事項に関して当社に適切に報告を行わせる。

また、子会社の役員及び使用人は企業集団に影響を及ぼす事態が発生した場合、またはその懸念がある場合は、当社監査役に報告を行うものとし、当社及び子会社は監査役に報告したことを理由として報告者を不利に扱わない。
- f. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者として適切な者を任命し、監査役の指示の実効性を確保する。
 - ロ. 監査役補助者の独立性を担保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受ける。
 - ロ. 監査役は主要な稟議書その他社内の重要書類を閲覧する。
 - ハ. 監査役は、定期的に取り締社長との意見交換会を開催するほか、他の取締役及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。
- h. 監査費用の前払い及び償還に関する方針

監査役がその職務の執行について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払及び弁済を行う。

 - イ. 費用の前払の請求
 - ロ. 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
 - ハ. 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役は、取締役及び使用人に対する監査役監査の重要性を認識し、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 監査役が必要と認めたときは、取締役社長等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は各部署に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
 - ハ. 監査役は、監査法人と、両社の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力に対する基本方針及び対応に関する規程」及び「反社会的勢力の排除にかかる信用調査実施マニュアル」を定め、反社会的勢力に対しては事前及び事後の対応において一貫して毅然たる態度で臨み、その脅威に屈しないこととし、全社的な取り組みを行っております。

なお、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は、最高責任者を取締役社長、防止責任者を管理本部担当取締役、防止担当及び対応窓口を管理部長代理とし、所管警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応することにしております。また、神奈川県公安委員会に管理本部副本部長を不当要求防止責任者として届出を行っております。

- a. 取引先等の調査について

当社では、新規取引開始に際して、管理部が取引先等の反社会的勢力との関係の有無を「日経テレコン21」等の記事検索によって調査し、当該取引の相手方となる企業が反社会的勢力と関連のないことを確認したうえで取引を開始しております。また、既存取引先についても、1年に1回定期的に反社会的勢力と関係のないことを確認しております。

なお官公庁等の公的機関、大手金融機関については、その社会的な地位、信用度等を勘案し、調査を省略することができるものとしております。

b. その他の体制整備の状況

前述の取引先の調査に加え、反社会的勢力の排除に向け、次の体制を整備しております。

- (a) 取引先等が反社会的勢力であるとの疑いのある場合の連絡体制の整備
- (b) 反社会的勢力からの接触に対する反社会勢力の排除にかかる実施ガイドラインの制定
- (c) 取引基本契約書雛形における暴力団排除条項の規定
- (d) 「神奈川県企業防衛対策協議会」への加入及び情報共有並びに講習会への参加
- (e) 役員及び従業員に対する定期的なコンプライアンス研修の実施

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

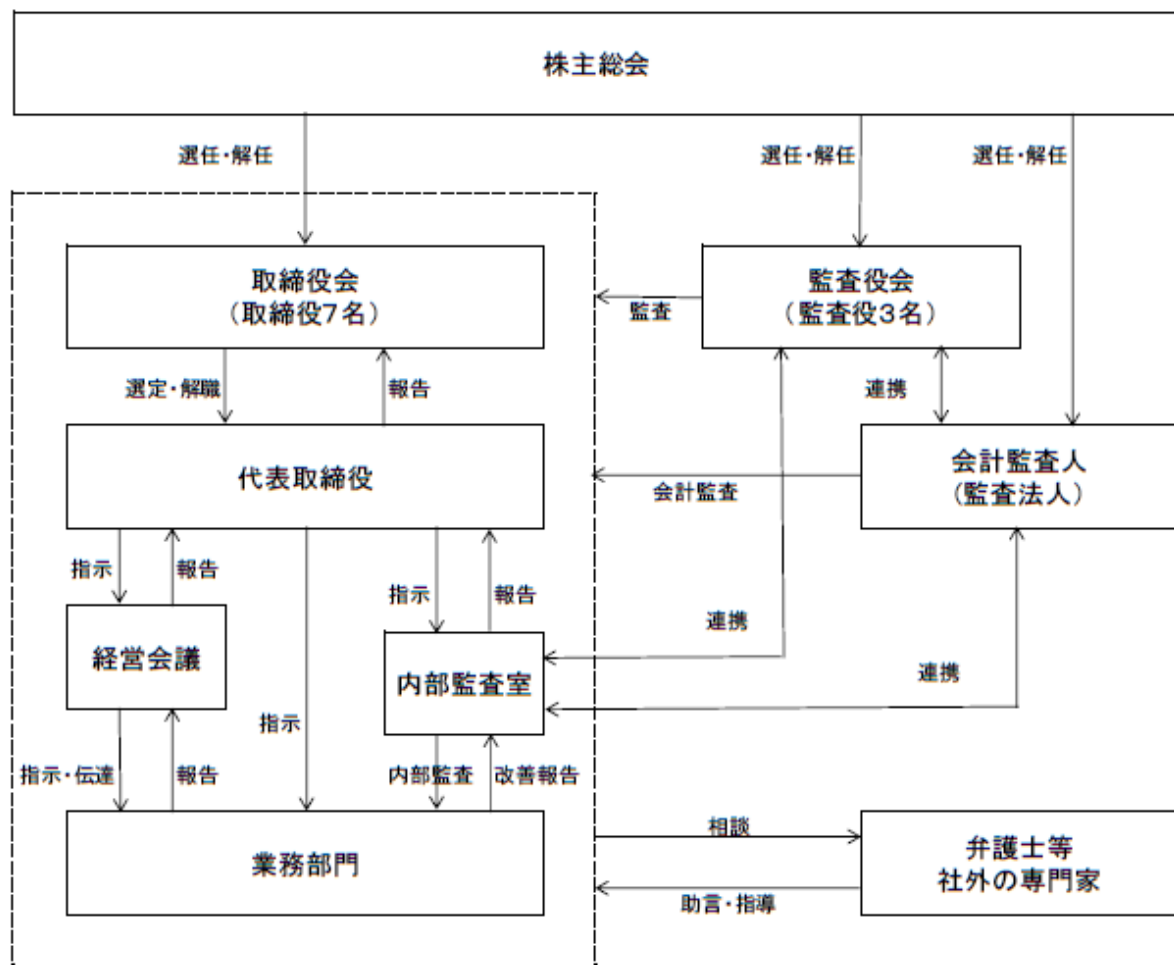
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

上場によりステークホルダーが増加するため、コーポレート・ガバナンス体制をより高度化するため取締役会・経営会議等において検討を進めてまいります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要】

① 適時開示責任者（内部情報管理責任者）の氏名役職

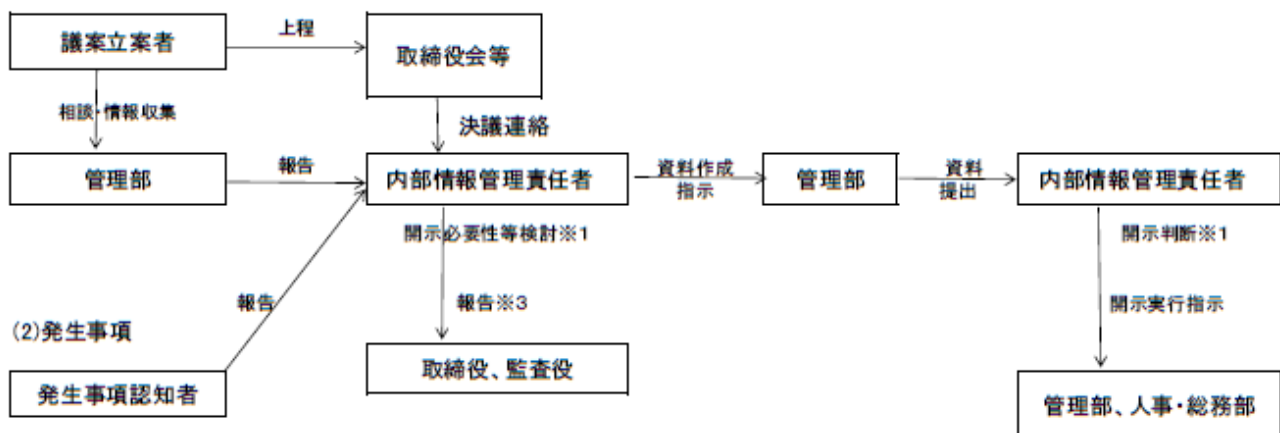
取締役管理本部長 石川 隆行

② 上場後の適時開示に係る体制整備の状況

役職名	氏名
取締役管理本部長 (内部情報管理責任者)	石川 隆行
管理本部副本部長	外林 俊浩
管理部経理課長	内山 一美

開示スキーム

(1) 決定事項



※1 金融商品取引法及び関連法規並びに金融商品証券取引所の定める諸規則に従う。

※2 株式会社プロネックスの運営するオールインワンサービス「IPOバック」を利用する。

※3 発生事項は都度報告（決議事項は機関決定の際に報告）

TD-net、HP※2他指示に基づき開示を実行